

山運整第 1 1 2 号
山運輸第 1 6 4 号
令和 8 年 7 月 1 7 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

標記について、令和 8 年 6 月 3 日付け東自旅二第 2 6 2 号、東自監第 4 2 号、東自技第 8 7 号、東自保第 1 2 号、東自整第 3 6 号により、自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので、了知いただきますようお願いいたします。

東自旅二・東自監・

東自技・東自保・東自整 → 管内運輸支局・事務所

【機密性2】

20260603_東自保_通達_10年

東自旅二第262号
東自監第42号
東自技第87号
東自保第12号
東自整第36号
令和8年6月3日

管内各運輸支局長 殿

管内各自動車検査登録事務所長 殿

自動車交通部長
(公印省略)
自動車技術安全部長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

標記について、令和8年6月1日付け国自整第49号により、物流・自動車局自動車整備課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、関係団体等に対し周知されたい。

また、本通達に基づく運用については、必要に応じて関係者と調整の上、適切に対応されたい。

国 自 整 第 49 号
令和 8 年 6 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6. に
基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しない
もの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道
路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令
第 70 号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

- ①日常点検整備（法第 47 条の 2）（1 日 1 回、運行開始前に実施する点検）
 - ・自動車点検基準別表第 1
- ②定期点検整備（法第 48 条）（3 か月ごとに行う定期点検）
 - ・自動車点検基準別表第 3

2. 年次検査

- （1）法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）
に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整
備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省
令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受け
ること。
- （2）（1）の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検
査を実施したものとみなす。
- （3）（1）に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整
備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- （4）年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継
続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- （5）年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者
は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、
旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。
- （6）法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を 2 年間
保存すること。